

事業用家屋を建てられた方へ

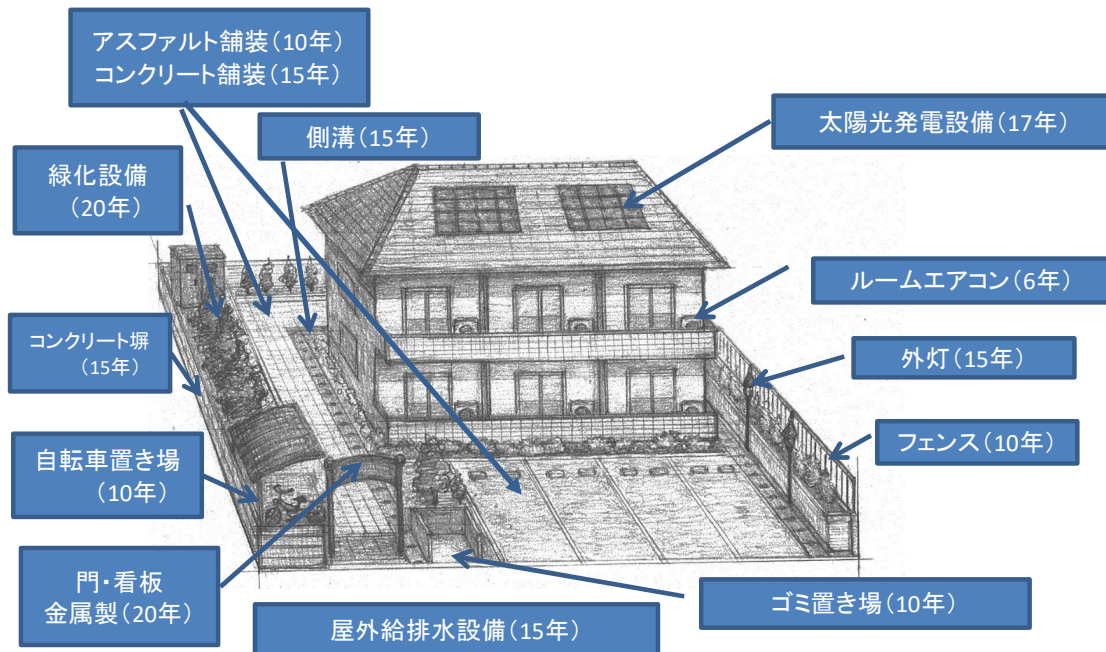
《固定資産税(償却資産)のお知らせ》

長久手市

賃貸用家屋、事業用家屋及び駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただくことになっています。

償却資産とは

償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。償却資産に該当する主なものを例示しますと次のようになります。これらは、土地・家屋の評価には含まれておらず、償却資産として課税されます。



※()は主な耐用年数

上記の耐用年数は標準的なものであり、構造または用途により異なる場合があります。

資産の種類	主なもの
構築物	外構工事(駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設(植木等)、ネットフェンス、自転車置場など)、屋上看板等の広告設備など
建築物附属設備 機械・装置	受変電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管など
工具・器具・備品	ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、館銘看板など

※ テナントの方が賃借している家屋に取り付けた内装・造作・建築設備は、特定附帯設備としてテナントの方に固定資産税がかかります。

※ 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

- 償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、又は独立した機器としての性格の強いもの。(例:ルームエアコン)
- 家屋とするもの……家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。(例:屋内の電気設備、屋内のガス設備、衛生設備など)

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただくことになっています。

少額資産

地方税法上の「少額資産」にあたり、固定資産税(償却資産)の申告の必要がないのは次の①から③までの資産です。

- ①10万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条の規定により一時に損金算入する資産
- ②20万円未満の資産のうち、法人税法施行令第133条の2第1項、又は所得税法施行令第139条第1項の規定により3年間で一括償却した資産
- ③地方税法施行令第49条ただし書きによる、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち、取得価額が20万円未満の資産

下記④、⑤に記載する資産(③に該当するものを除く)は、固定資産税(償却資産)の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産(法人税・所得税法上は損金算入できますが、固定資産税(償却資産)においては適用されません。)
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

償却方法	取得価格			
	10万円未満	10万円以上20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上
①一時損金算入	申告対象外			
②3年一括償却	申告対象外			
③リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
④中小企業特例※1	申告対象			
⑤個別減価償却※2	申告対象			

※1 ④の特例を適用できるのは平成15年4月1日から令和4年3月31日までに取得した資産。(租税特別措置法第28条の2、第67条の5)

※2 個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

申告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納税義務者になります。

毎年1月31日までに、市役所へ申告してください。

なお、申告書類は12月上旬にお送りします。

お問い合わせ先・申告書の提出先

長久手市役所 税務課 資産税係

〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1

電話(0561)63-1111 内線115~119

(ダイヤルイン) (0561)56-0609

ホームページ <http://www.city.nagakute.lg.jp>